

香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度

香川県では、BCP（事業継続計画）を策定した中小企業の事業所のうち、優れた取組みを行っている事業所をBCP優良取組事業所として認定することにより、その取組みが他の事業所へ波及することを通じて、BCP策定の機運を高め、また、BCPの策定や優良な取組みの普及を図るため、香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度を実施しています。

1 対象事業所

県内に事業所のある中小企業（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する事業者又はその拠点となる事業所）

2 認定基準

この認定制度は、「自社の取組みだけでなく、取引先や地域と連携した取組みを促進し、環境の変化に強い企業・地域を作る」ことをコンセプトとしており、認定には、次の（1）～（3）の組み合わせのいずれかを達成していることが必要です。

- （1）「自社の取組み」＋「自社と取引先の取組み」
- （2）「自社の取組み」＋「地域と連携した取組み」
- （3）「自社の取組み」＋「自社と取引先の取組み」＋「地域と連携した取組み」

策定したBCPや取組みが評価項目に適合している場合に認定します。

3 認定までの流れ

- （1）事業者において、申請書及び必要書類（取組内容チェックシート、取組内容が確認できる書類）を作成します。
- （2）事業者は、申請書類及び必要書類等を香川県経営支援課に提出します。
- （3）学識経験者等で組織する香川県中小企業BCP優良取組事業所認定審査委員会において、審査（書類審査及び面接審査）を行います。
- （4）審査委員会の審査報告に基づき、県において認定の決定を行い、認定の決定を通知します。
- （5）県は、認定された事業所に認定証を交付します。

4 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとします。

5 認定申請方法

- （1）申請に必要な書類
 - ・認定申請書（様式第1号）
 - ・BCP
 - ・取組内容チェックシート
 - ・取組の内容が確認できる書類
 - ・納税証明書（香川県税分 香川県入札参加資格審査申請用 全税目）
- （2）申請受付期間
 - 第1回募集 令和5年6月1日（木）～令和5年7月31日（月）必着
 - 第2回募集 令和5年8月1日（火）～令和5年11月15日（水）必着
- （3）申請書類の提出先
 - 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
 - 香川県商工労働部経営支援課 商業・金融グループ

8 評価項目

それぞれの項目の詳細は、香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度説明書（令和5年度）をご覧ください。香川県経営支援課のホームページからダウンロードできます。

○自社の取組み

①地域及び事業所の被害想定	⑩情報システム、データ等のバックアップ
②災害対応を行うスペースの確保、建物の耐震性の把握	⑪災害直後に連絡を取ることが必要な顧客、協力会社、取引先などのリスト
③不特定多数の来訪者がある建物についての耐震性（該当の場合のみ）	⑫従業員の防災や事業継続の意識・知識の向上
④必要な備蓄品を最低限備蓄	⑬人づくりにかかる任意の取組み
⑤事業継続の基本方針	⑭定期的な訓練
⑥中核事業及び重要業務の選定	⑮BCPの定期的な見直し
⑦中核事業の目標復旧時間	⑯BCPの運用をチェックする体制（事業継続に取り組み組織体制）
⑧従業員及び従業員の家族の安否確認方法	⑰経営者のBCPの必要性の認識
⑨災害時の対応体制、BCP発動基準と指揮命令系統	

※①～⑰を全て満たしていることが必要です。

○自社と取引先の取組み

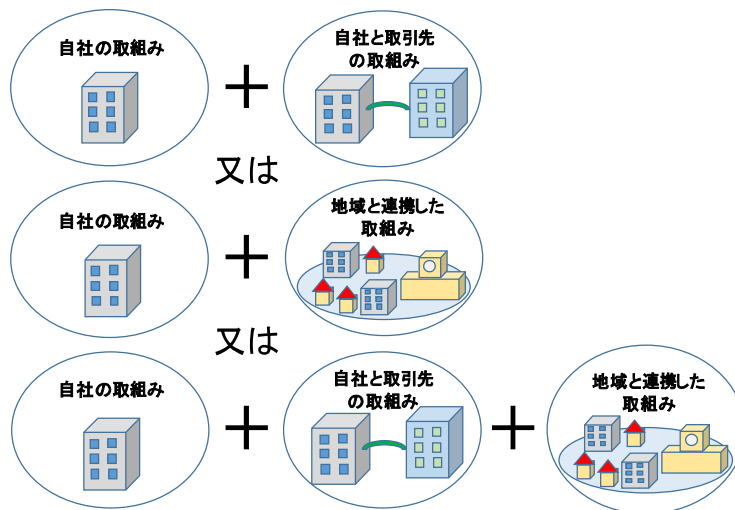
⑱取引先との協議
⑲代替対策の策定

※⑱又は⑲のいずれかに取り組んでいることが必要です。

○地域と連携した取組み

⑳地域貢献・地域連携にかかる任意の取組み

認定には、次の組み合わせのいずれかを達成していることが必要です。



【お問合せ先】

香川県商工労働部経営支援課 商業・金融グループ 電話：087-832-3345

ホームページ <https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/bcp/nintei.html>